

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第 23 条の規定により、次のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 18 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 吉 田 健 一

## 第 1 監査の概要

### 1 監査の期間

令和 4 年 1 月 4 日（火）から令和 4 年 2 月 28 日（月）まで

### 2 監査の対象

「飯塚市健幸プラザ」の指定管理者の業務について

一般社団法人 飯塚市スポーツ協会（指定管理者）及び健幸都市推進課

### 3 監査の場所

監査事務局及び当該施設

### 4 監査の範囲

令和 2 年度の指定管理者の業務に関する財務及びその他の事務の執行状況、施設等の管理状況について

### 5 監査の方法

「飯塚市健幸プラザ」が設置の目的に沿って適切かつ効果的に管理され、財務事務が適正に処理されているかを主眼として、関係書類を抽出等により調査するとともに、現地調査や関係職員からの説明を聴取するなどの方法により、監査を実施しました。

### 6 監査の主な着眼点

#### 【主管課】

- (1) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (2) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

- (3) 管理に関する経費の算定、支出の方法、手続等は適正になされているか。
- (4) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (5) 利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

**【指定管理者】**

- (1) 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
  - ① 市長等との協議、通知、各種報告は協定等どおりなされているか。
  - ② 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
  - ③ 事業報告書は適正に作成されているか。
  - ④ 経費節減は図られているか。
  - ⑤ 利用者の平等利用は確保されているか。
- (3) 利用促進のための努力はなされているか。
- (4) 公の施設の管理に係る収支会計経理は、適正になされているか。  
また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (5) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

## 第2 監査の結果

### 1 指定管理者の管理業務

- (1) 健幸プラザの利用に関すること。
- (2) 健幸プラザの施設の維持管理に関すること。
- (3) 健幸プラザ利用者の利便性向上に資すること。
- (4) 事業の運営に関し市長が必要と認めること。

### 2 指定管理料 令和3年度 19,481,443円

### 3 監査結果の内容

今回の監査は、施設の管理、会計経理及び事業報告等が基本協定書に基づき適正かつ効率的に行われているかに留意し実施しました。

その結果、帳票類の整備は適正に執行されているものの、事務処理について直ちに是正及び改善を要する事項がありましたので、下記のとおり文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正な処理を行うよう求めました。

なお、担当課である健幸都市推進課は、基本協定書等に基づき、指定管理者が業務を円滑に行うことができるよう、履行確認を適切に行うとともに、業務をサポートしてください。

## 【主管課に対する指摘事項】

### 1 会計間の立替について（局長指摘事項）

飯塚市健幸プラザ指定管理者管理運営仕様書（以下「仕様書」という。）14（3）には、「指定管理者としての業務にかかる経費とその他の業務にかかる経費を区分して管理すること」とされている。

しかしながら、本指定管理会計と飯塚市体育施設（13施設）指定管理会計を混同し、立替払した金額を相手方の会計から支払う（振替）処理を失念していた。

早急に振替処理を行い、実績報告の際には決算書の繰越金と通帳残高の確認を徹底するよう指定管理者に指導すること。

また、通帳の写しを確認するなど、報告内容を精査すること。

#### 【飯塚市体育施設（13施設）指定管理会計に振替すべきもの】

社会保険 945,578 円（個人負担分）

源泉所得税 39,175 円（R2.4・12・冬期賞与分）

#### 【本指定管理会計に振替すべきもの】

源泉所得税年末調整還付分 48,715 円

なお、会計間で合算して支払う場合には、支払用通帳を別に作成するなど防止策の検討について助言されたい。

### 2 提出書類について（局長指摘事項）

飯塚市健幸プラザの管理運営に関する基本協定書で指定管理者が提出することとされている書類について、收受時に内容確認をしているか疑義がある。

- ・ 予算書及び決算書の指定管理料に金額誤りがある。

予算書・決算書の当初予算額（正）18,395,000 円を（誤）16,863,000 円と記載

決算書の予算現額（正）19,481,443 円を（誤）17,949,443 円と記載

・事業計画書が指定管理に係るものではなく、スポーツ協会全体の事業に係る内容が記載されており、指定管理業務としてどのような事業を計画したのかが不明である。

今後は、書類受領時に内容の確認を徹底し、誤りがあれば指定管理者に書類の差替等を指導すること。

### 3 飯塚市健幸プラザ健康運動推進事業・維持管理委託について（局長指摘事項）

指定管理者が第三者と締結している本委託について、請負金額が 8,360,000 円から 7,788,591 円に変更されているが、変更契約が締結されていなかった。指定管理者に確認すると、緊急事態宣言による時間短縮営業に伴う経費減とのことであった。

契約内容に変更が生じる場合には、変更契約書を締結するよう指定管理者に指導すること。

## 【指定管理者に対する指摘事項】

### 1 会計間の立替について（局長指摘事項）

飯塚市健幸プラザ指定管理者管理運営仕様書（以下「仕様書」という。）14（3）には、「指定管理者としての業務にかかる経費とその他の業務にかかる経費を区分して管理すること」とされています。

しかしながら、本指定管理会計で支払うべきもの（職員給与から天引きし、預り金として処理している社会保険 945,578 円、源泉所得税 39,175 円）を飯塚市体育施設（13 施設）指定管理会計（以下「13 施設会計」という。）で立替払をし、13 施設会計に戻すのを失念していました。

決算書の繰越金と通帳残高の確認を徹底してください。

なお、会計間で合算して支払う場合には、支払用通帳を別に作成するなど防止策を検討してください。

### 2 提出書類について（局長指摘事項）

飯塚市健幸プラザの管理運営に関する基本協定書で提出することとされている書類について、内容確認が不十分なものがありました。

・予算書及び決算書の指定管理料の金額が誤っていました。

予算書・決算書の当初予算額（正）18,395,000 円を（誤）16,863,000 円と記

載

決算書の予算現額（正）19,481,443円を（誤）17,949,443円と記載

・事業計画書が指定管理に係るものではなく、スポーツ協会全体の事業に係る内容が記載されており、指定管理業務としてどのような事業を計画したのかが明確ではありません。

今後は、書類提出時に内容の確認を徹底してください。

### 3 飯塚市健幸プラザ健康運動推進事業・維持管理委託について（局長指摘事項）

本委託について、緊急事態宣言による時間短縮営業に伴う経費減のため、請負金額が8,360,000円から7,788,591円に変更されていますが、変更契約が締結されていませんでした。

契約内容に変更が生じる場合には、変更契約書を締結するようにしてください。